

山梨県公報

第二百八十七号

令和四年

五月二十六日

木曜日

目次

公 告

○公共測量の実施(二件)……………二八三
○開発行為に関する工事の完了について……………二八三

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………二八三
○不在者投票を行うことができる施設の指定……………二八五
○不在者投票を行うことができる施設の指定……………二八五
○参議院山梨県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる
基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができ……………二八五
○政見放送の回数……………二八五
○直接請求又は解職の請求のための署名を求められない期間……………二八六
○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関
の設置(二件)……………二八六
○令和四年三月三十一日付第二百七十二号中……………二八六

公 告

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受け
たので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和四年五月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(航空レーザー測量)
- 二 測量の地域 南巨摩郡身延町飯富地先外
- 三 測量の期間 令和四年五月十七日から令和四年十二月二十六日まで

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により峡東建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受け
たので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和四年五月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(航空レーザー測量)
- 二 測量の地域 甲州市塩山上萩原地内外
- 三 測量の期間 令和四年四月二十八日から令和四年十二月二十日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事は、完了した。
令和四年五月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字出口
四千五百六十七番一、四千五百六十八番一、四千五百七十二番一の一部及び四千五百
七十二番の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町小立百八十九番
地 渡邊幾弥

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条
第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりであった。
令和四年五月二十六日

山梨県選挙管理委員会
委員 長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
政党の支部

国民民主党山梨県総支部連合会	代表者氏名 榛葉賀津也	会計責任者氏名 川上章	主たる事務所の所在地 甲府市德行三丁目九-三〇太田ビル一〇三	設立年月日 令和四年四月二 十一日	届出年月日 令和四年四月二 十六日
----------------	----------------	----------------	-----------------------------------	-------------------------	-------------------------

その他の政治団体

安留俊介後援会	代表者氏名 安留俊介	会計責任者氏名 佐藤進也	主たる事務所の所在地 上野原市秋山八五〇一	設立年月日 令和四年四月二 十四日	届出年月日 令和四年四月二 十五日
荻野光彦後援会「日に新た」	代表者氏名 荻野光彦	会計責任者氏名 石田照美	甲府市塚原町三五五	令和四年四月二 十三日	令和四年四月二 十七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	日本共産党甲府・東山地区委 員会		深澤公子		令和四年一月一 日	令和四年四月二 十日
旧			杉平はるみ			
新	山梨県土地家屋調査士政治連 盟	秋山貢	古屋一彦		令和三年五月二 十一日	令和四年四月十 九日
旧		斉藤諭	渡邊康			
新	若葉会 若尾しょう子と山梨 の子ども未来を考える会			甲斐市篠原八五六-1 1F 甲斐市竜王五六〇-1	令和四年五月十 日	令和四年五月十 日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
立憲民主党山梨県第2区総支部	市來伴子	小野鈴枝	甲府市中央四-六一-四	令和四年四月十 五日	令和四年四月二 十五日
井上和男後援会	井上和男	秋山元秀	南巨摩郡富士川町小林一二三三	令和四年四月二 十五日	令和四年四月二 十七日
高野つよし後援会	前原昇	柳場正喜	甲州市勝沼町勝沼二八九三	令和四年四月二 十五日	令和四年四月二 十七日

高友会	高野 剛	高野 忍	甲州市勝沼町勝沼二八九三	令和四年四月二十五日	令和四年四月二十七日
-----	------	------	--------------	------------	------------

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
高野 剛	県議会議員	高友会	甲州市勝沼町勝沼二八九三	高野 剛	令和四年四月二十五日	令和四年四月二十七日

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

令和四年五月二十六日

山梨県選挙管理委員会
委員長 小宮山 博

施設名称	所在地
特別養護老人ホーム志麻の郷・湯村	甲府市湯村三丁目一一番一〇号
特別養護老人ホームやすらぎの郷・舞鶴	甲府市宝二丁目一八番三号
地域密着型介護老人福祉施設フォリーブス甲府	甲府市東下条町一〇七番地
特別養護老人ホーム 和楽WARAKU	甲府市大和町三二六
地域密着型介護老人福祉施設よこぶきの郷	都留市古川渡六五八一
特別養護老人ホームほたるの郷・	中巨摩郡昭和町清水新居三二二

翔和

山梨県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和十五年山梨県選挙管理委員会告示第一号）の一部を次のとおり改正する。

令和四年五月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

表中「北杜市須玉町比志六四六五番地の三」を「北杜市須玉町若神子二二六九番地の一」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第二十七号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第六十五号）第二条第七項の規定により、参議院山梨県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（令和元年山梨県選挙管理委員会告示第三号）は、廃止する。

令和四年五月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

テレビジョン放送

ラジオ放送

基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社テレビ山梨	一	株式会社山梨放送	一
株式会社山梨放送	二		

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

山梨県の区域において参議院議員通常選挙が行われるため、令和四年五月二十六日から参議院議員通常選挙の期日までの間、山梨県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和四年五月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

教育委員会

山梨県教育委員会告示第二号

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項により、次のとおり告示する。

令和四年五月二十六日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
少人数教育推進検討委員会	公立小中学校における少人数教育の推進に関する事項	十七人以内	一 学識経験のある者	令和四年五月二十六日から令和五	教育庁義務教育課

の調査審議及び意見の具申に関する事務	二 学校教 育の関 係者	年三月三十 一日まで
	三 保 護者	
	四 関 係行 政機 関の 職 員	

山梨県教育委員会告示第三号

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項により、次のとおり告示する。

令和四年五月二十六日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
山梨県高校総合体育大会における消毒液誤提供に関する検証委員会	令和四年五月七日に行われた、山梨県高校総合体育大会における消毒液誤提供に係る、原因究明に関する事務	三人	一 弁護士 二 学識経験のある者 三 薬剤師	令和四年五月二十六日から令和四年七月三十一日まで	教育庁保健体育課

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和四年三月三十一日（第二百七十二号）山梨県告示第七十四号（保安林の指定の

予定

一〇六

下
四

南アルプス市築山字坂ヒタ
イ五一一、飯野字飯平四九
九七の一

南アルプス市築山字坂ヒタ
イ五一一、飯野字飯平四九
九七の一（次の図に示す部
分に限る。）

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番